京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10―３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１―１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港６―22―２
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９―１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒781―8010	高知市桟橋通５―４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８―１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１―３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市干尽町４―１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12―１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４―１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬矢之脇町26―１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１―１―８

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度海上保安学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度海上保安学校学生採用試験

2　試験の区分　一般課程、航空課程、管制課程及び海洋科学課程

3　対象官職　海上保安学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「一般課程」　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「航空課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　基礎能力試験及び学科試験（多肢選択式）

〔学科試験（多肢選択式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ａ、数学Ｂ、数学Ｃ、英語コミュニケーションⅠ及び英語コミュニケーションⅡとする。〕

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、水戸市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「航空課程」　身体検査、身体測定及び体力検査

⑵　試験の実施日

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　2026（令和８）年10月20日（火）から10月29日（木）までの間の指定する日

イ　試験の区分「航空課程」　2026（令和８）年10月20日（火）から10月29日（木）までの間の指定する２日

⑶　試験地

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、鹿児島市及び那覇市

イ　試験の区分「航空課程」　東京都

8　第２次試験合格者発表（試験の区分「航空課程」のみ）　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。